

2017年（第38回）
全国高等学校ゴルフ選手権団体の部東北予選
全国中学校ゴルフ選手権団体の部東北予選
ローカルルールと競技の条件

日時：2017年6月29日（木）～6月30日（金）
場所：松島チサンカントリークラブ 仙台コース

標記競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則と日本高等学校ゴルフ連盟競技規定、並びにこのローカルルールと競技の条件を適用する。

別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールまたは競技の条件の違反ストロークプレーでは2打の罰とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則 27-1）

アウトオブバウンズは白杭で定める（定義「アウトオブバウンズ」参照）。

2. ウォーターハザード（ラテラル・ウォーターハザードを含む）（規則 26）

ラテラル・ウォーターハザードは赤線をもってその限界を標示する。

3. 異常なグラウンド状態（規則 25）

(a) 修理地は白線と青杭で標示する（定義「修理地」）。

(b) スルーザグリーンの張芝の継ぎ目については付属規則 I (A) 3e を適用する。

4. 障害物（規則 24）

(a) 排水溝は動かせない障害物とみなす。

(b) 動かせない障害物に近接している他の動かせない障害物は一体の障害物とみなす。

(c) 動かせない障害物に白線で繋がれた区域はその障害物の一部とみなす。

5. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされた場合

規則 18-2、20-1 は次の通り修正される。

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、相手またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーは規則 18-2、そして規則 20-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態でプレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。

6. 予備グリーン

予備グリーンは、目的外のパッティンググリーンとする。

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた特定の競技への資格要件を満たさなければならない。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I (B) 1a』を適用する。（ゴルフ規則 176 ページ参照）

4. 使用球の規格

公認球リストの条件・規則付 I (B) 1b』を適用する。（ゴルフ規則 177 ページ参照）

5. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、規則 6-8b、c、d に従って処置すること。

(2) 陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、マッチの当事者や同

じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間に行ったときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事なければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。危険な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。またはサイレンを使用せず本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

険悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

6. 練習

(a) ラウンド前やラウンド間の練習（規則 7-1 注）ストロークプレーでは、規則 7-1b の規定が適用となる。この条件の違反の罰は競技失格。

注：コースの境界内の認められたすべての練習区域は競技のいかなる日にもプレーヤーが練習することができる。

(b) ホールとホールの間での練習禁止（規則 7-2 注 2）『規則付 I (B) 5b』（ゴルフ規則 181 ページ参照）

7. 移動

『規則付 I (C) 8 移動』を適用する。（ゴルフ規則 181 ページ参照）

プレーヤーは、正規のラウンド中、手引きカートを使用してはならない。

* この条件の違反の罰は、違反があった各ホールに対し 2 打。ただし、1 ラウンドにつき最高 4 打まで（違反のあった最初の 2 ホールに各 2 打の罰）。

ホールとホールの間で違反が発見されたときは、次のホールのプレー中に違反が発見されたものとみなされ、罰はそれに応じて適用されなければならない。

* 手引きカートを使用した場合、違反を発見次第、すぐに使用を止めなければならない。使用をすぐに止めなかったときは、そのプレーヤーは競技失格となる。

8. キャディー（規則 6-4 注）

正規のラウンド中、プレーヤーのキャディー使用は禁止する。

この条件の違反の罰は『規則付 I (B) 2』を適用する。（ゴルフ規則 179 ページ参照）

9. スコアカードの提出

アマチュア競技（各本選予選競技）においてはエリア方式を採用する。（2016-2017 ゴルフ規則裁定集 118 ページ 6-6c/1 参照）

10. 順位の決定

順位の決定方法は該当する競技規定に定めるか、委員会によってゴルフコースで公表される。

11. 競技終了時点

本選競技においては競技委員長の成績発表がなされた時点をもってその競技は終了したものとみなす。

注 意 事 項

1. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 予備グリーンは、「目的外のパッティンググリーン」とする。球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。
3. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
4. 委員会は規則 33-7 に基づきエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
5. 本競技に参加する選手は、日本高等学校ゴルフ連盟服装規定に則った服装で参加すること。